

令和5年4月定例会議事日程

令和5年4月1日
午後1時30分開会

- 開 会
- 第 1 会 期 決 定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 前会会議録の承認
- 第 4 島原市教育長職務代理者の選任
- 第 5 教育長報告及び各課3月行事報告
- 第 6 議 案
- 第14号議案 島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 第15号議案 島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第16号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第17号議案 ふるさとにもどってこね奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第18号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
- 第19号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について
- 第20号議案 令和5年度島原市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第21号議案 令和5年度島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について
- 第22号議案 島原市社会教育委員の委嘱について
- 第23号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 第24号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について
- 第 7 次回定例教育委員会日程
- 第 8 そ の 他
- (1) 報告事項
- ① 4月行事予定表
- ② 市議会定例会一般質問答弁要旨(教育関係)報告
- ③ 年間事業計画について
- (2) その他

島原市教育委員会

議案集

- 第14号議案 島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 第15号議案 島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第16号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第17号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第18号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
- 第19号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について
- 第20号議案 令和5年度島原市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第21号議案 令和5年度島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について
- 第22号議案 島原市社会教育委員の委嘱について
- 第23号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
- 第24号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

令和5年4月1日 定例会

第14号議案

島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱（令和4年島原市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「令和5年3月末日」を「令和6年3月末日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

提案理由

事務職員の学校運営への積極的な参画を促し、学校運営のより一層の充実と活性化を図るため設置した検討委員会の協議を十分に行えるようこの要綱を改正しようとするものである。

島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 | 解 説 及 び 資 料 |
|---|---|-------------|
| <p>(設置期間) 第5条 委員会等の設置期間は、令和6年3月末日までとする。</p> | <p>(設置期間) 第5条 委員会等の設置期間は、令和5年3月末日までとする。</p> | |

(参考)

島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 事務職員が総括する職務領域を明確化することにより、事務職員の学校運営への積極的な参画を促し、学校運営のより一層の充実と活性化を図るため、島原市立小・中学校事務職員の標準的職務検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 検討事項の具体的な調査・研究等を行うため、島原市小・中学校事務部会に作業部会を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる団体から推薦されたもので構成する。

(1) 島原市教育委員会学校教育課

(2) 島原市教育委員会教育総務課

(3) 島原市校長会

(4) 島原市小・中学校事務部会

(5) 共同実施推進室

2 作業部会の部員は、島原市小・中学校事務部会長が島原市内事務職員から選出する。

(任務)

第3条 委員会は、事務職員が総括する職務領域を明確化するため、次の事項について、今後の方向性を検討し、島原市教育委員会に提言する。

(1) 島原市立小・中学校事務職員の標準的職務について

(2) 標準的職務一覧表（案）の周知と学校組織への適正な位置づけについて

(3) 島原市教育委員会において定める規定等の整備について

2 作業部会は、検討事項の具体的な調査・研究等を行い、経緯及び結果を委員会に報告する。

(運営)

第4条 委員会には、議長及び事務局を置く。

(1) 議長は、島原市教育委員会学校教育課長が指名し、会議を運営する。

(2) 事務局は、島原市教育委員会学校教育課に設置し、委員会の事務を行う。

(設置期間)

第5条 委員会等の設置期間は、令和5年3月末日までとする。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第15号議案

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年島原市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|-------------------|---|-------------------------------|----------------|
| 島原市青年団活動行事補助金 | 白山青年団 | 青年団の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |
| しまばら女性ネットワーク活動補助金 | しまばら女性ネットワーク | しまばら女性ネットワークに所属する団体の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |
| 地区女性団体活動補助金 | 各地区活性化のために活動をする女性の団体（しまばら女性ネットワークに所属する団体の存在する地区は除き1地区1団体とする。） | 地区女性団体の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |
| 自治公民館連絡協議会補助金 | 有明地区自治公民館連絡協議会 | 自治公民館連絡協議会の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |

」

を

「

| | | | |
|---------------|----------------|----------------------|----------------|
| 島原市青年団活動行事補助金 | 白山青年団 | 青年団の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |
| 自治公民館連絡協議会補助金 | 有明地区自治公民館連絡協議会 | 自治公民館連絡協議会の運営等にかかる経費 | 予算の範囲内で市長が認める額 |

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

令和5年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

令和5年度から、女性団体が行う活動に対する補助金を市長部局において支出することに伴い、要綱別表中の女性団体に対する補助金の名称等の規定を削除するため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

| 改正案 | | | | 現行 | | | | 解説及び資料 |
|---------------|---------|------------------|----------------------------|-------------------|---|------------------------------|----------------------------|---|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | | 【別表の規定】 補助金の名称、補助対象団体等、補助対象経費、補助額について規定した表 【別表の改正】 令和5年度から女性団体が行う活動に対する補助金を市長部局において支出することに伴い、要綱別表中の女性団体に対する補助金の名称等の規定を削除するもの |
| 補助金の名称 | 補助対象団体等 | 補助対象経費 | 補助額 | 補助金の名称 | 補助対象団体等 | 補助対象経費 | 補助額 | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | |
| 島原市青年団活動行事補助金 | 白山青年団 | 青年団の運営にかか る経費 | 予算の範 囲内で市 長が認め る額 | 島原市青年団活動行事補助金 | 白山青年団 | 青年団の運営にかか る経費 | 予算の範 囲内で市 長が認め る額 | |
| _____ | _____ | _____ | _____ | しまばら女性ネットワーク活動補助金 | しまばら女性ネットワーク | しまばら女性ネットワークに所属する団体の運営にかかる経費 | 予算の範 囲内で市 長が認め る額 | |
| _____ | _____ | _____ | _____ | 地区女性団体活動補助金 | 各地区活性化のために活動をすすめる女性の団体（しまばら女性ネットワークに所属する団体の存在する地区は除き1地区1団体とする。） | 地区女性団体の運営等にかかる経費 | 予算の範 囲内で市 長が認め る額 | |

| 改正案 | | 現行 | | 解説及び資料 |
|----------------|----------------|---------------------|---------------------|--------|
| 自治公民館連絡協議会補助金 | 有明地区自治公民館連絡協議会 | 自治公民館連絡協議会の運営にかかる経費 | 自治公民館連絡協議会の運営にかかる経費 | |
| 略 | 略 | 略 | 略 | |
| 予算の範囲内で市長が認める額 | 予算の範囲内で市長が認める額 | | | |

第 16 号議案

島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

| 職 名 | 氏 名 | 住所(学校所在地等) | 任 期 |
|---------------|-------|--------------------|----------------|
| 長崎県立島原農業高等学校長 | 森 武晴 | 島原市下折橋町4520 | R5.4.1～R7.3.31 |
| 長崎県立島原商業高等学校長 | 宮崎 伸一 | 島原市城内一丁目1213 | R5.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立三会中学校長 | 種村 由美 | 島原市下宮町甲2511-2 | R5.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立有明中学校長 | 中村 竜昭 | 島原市有明町 大三東戊1535 | R5.4.1～R7.3.31 |

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第 9 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

別紙

島原市奨学生審議委員会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

| 職 名 | 氏名 | 住 所 (学 校 所 在 地 等) | 任 期 |
|-------------------------|--------------|---------------------|------------------------------|
| 島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長 | 河田 誠 | | R4.4.1～R7.3.31 |
| 長崎県立島原高等学校長 | 岩橋 順弘 | 島原市城内二丁目1130 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 長崎県立島原農業高等学校長 | 森 武晴 | 島原市下折橋町4520 | <u>R5.4.1～R7.3.31</u> |
| 長崎県立島原工業高等学校長 | 山口 勇 | 島原市本光寺町4353 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 長崎県立島原商業高等学校長 | 宮崎 伸一 | 島原市城内一丁目1213 | <u>R5.4.1～R7.3.31</u> |
| 島原中央高等学校長 | 森崎 和樹 | 島原市船泊町3415 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立第一中学校長 | 渡邊 吉高 | 島原市城内一丁目1222 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立第二中学校長 | 矢島 和幸 | 島原市新山三丁目8916 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立第三中学校長 | 中村 球平 | 島原市梅園町丁2898 | R4.4.1～R7.3.31 |
| 島原市立三会中学校長 | 種村 由美 | 島原市下宮町甲2511-2 | <u>R5.4.1～R7.3.31</u> |
| 島原市立有明中学校長 | 中村 竜昭 | 島原市有明町大三東戊1535 | <u>R5.4.1～R7.3.31</u> |
| 計 | 11名 | | |

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（審議委員会）

第9条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 17 号議案

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について

ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市奨学金貸付条例第 17 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

参考

ふるさとにもどってこねね奨学生審議委員会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

| 職 名 | 氏名 | 住 所 (学 校 所 在 地 等) | 任 期 |
|-------------------------|-------|---------------------|----------------|
| 島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長 | 河田 誠 | | R5.4.1～R8.3.31 |
| 長崎県立島原高等学校長 | 岩橋 順弘 | 島原市城内二丁目1130 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 長崎県立島原農業高等学校長 | 森 武晴 | 島原市下折橋町4520 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 長崎県立島原工業高等学校長 | 山口 勇 | 島原市本光寺町4353 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 長崎県立島原商業高等学校長 | 宮崎 伸一 | 島原市城内一丁目1213 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 島原中央高等学校長 | 森崎 和樹 | 島原市船泊町3415 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 島原公共職業安定所所長 | 笹山 吉文 | 島原市片町633 | R5.4.1～R8.3.31 |
| 計 | 7名 | | |

(参考)

島原市奨学金貸付条例（抜粋）

（ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会）

第17条 ふるさと奨学金の貸付に関する事項を審議するため、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会を置く。

2 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第18号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

| 職名 | 氏名 | 住所(学校所在地等) | 任期 |
|------------------|-------|--------------------|-----------|
| 島原市教育委員会 教育次長 | 松崎 英治 | 島原市有明町 大三東戊1327 | 令和5年4月1日～ |
| 島原市立 三会中学校長 | 種村 由美 | 島原市下宮町甲2511-2 | 令和5年4月1日～ |

令和5年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第2条及び第3条に基づき、異動等に
伴う後任の委員として委嘱するものである。

【参考】

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 住 所(学校所在地等) | 任 期 |
|---------------------|--------------|-----------------------------|------------------|
| <u>島原市教育委員会教育次長</u> | <u>松崎 英治</u> | <u>島原市有明町 大三東戊 1327</u> | <u>令和5年4月1日～</u> |
| 島原市契約管財課長 | 岩永 好正 | 島原市上の町 537 | 令和4年4月1日～ |
| 島原市農林課長 | 梶山 義久 | 島原市有明町 大三東戊 1327 | 令和3年4月1日～ |
| 島原市立三会小学校長 | 松崎 和之 | 島原市中原町乙 1462 | 令和4年4月1日～ |
| <u>島原市立三会中学校長</u> | <u>種村 由美</u> | <u>島原市下宮町甲 2511-2</u> | <u>令和5年4月1日～</u> |
| 計 | 5名 | | |

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育次長・契約管財課長・農林課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 19 号議案

島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について

島原市いじめ問題調査会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市いじめ問題調査会規則第 2 条第 2 項の規定により、調査会委員として委嘱しようとするものである。

【 別 紙 】

島原市いじめ問題調査会委員

| 役 職 | 氏 名 | 委員会規則 委嘱区分 |
|----------------|-------|------------------------|
| 学識経験者（退職校長） | 菅藤 恒平 | 第2条2項1号 学識経験者 |
| 〃 | 岩村 良之 | 第2条2項1号 学識経験者 |
| 少年センター指導監（相談員） | 出田 浩芳 | 第2条2項2号 関係行政機関職員 |
| 家庭児童相談員 | 柴田 輝美 | 第2条2項2号 関係行政機関職員 |
| スクールソーシャルワーカー | 副山 明則 | 第2条2項3号 県教育委員会非常勤職員 |
| 学校教育課長 | 牟田 満 | 第2条2項4号 教育委員会事務局職員 |
| 社会教育課長 | 中村 憲一 | 第2条2項4号 教育委員会事務局職員 |
| 学校教育課生徒指導担当 | 原川 健之 | 第2条2項4号 教育委員会事務局職員 |

（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

(参考資料)

島原市いじめ問題調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子どものいじめの防止等に関する条例（平成27年島原市条例第7号）第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会（以下「調査会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子どもの心理、福祉等についての専門的知識を有する者
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 調査会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第4条第3項の規定により、調査会に出席した委員以外の者についても、前項の規定を適用する。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後、最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。

第 20 号議案

令和 5 年度島原市教育支援委員会委員の委嘱について

令和 5 年度島原市教育支援委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市教育支援委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

令和5年度 島原市教育支援委員会委員名簿

島原市教育委員会

| 氏名 | 役職名 | 委嘱区分 委員会規則 |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------|
| しばた かずひで 柴田 和英 | 病院長 (精神科) | 第3条 (1) 医師 |
| いなだ よしひさ 稲田 善久 | 外科医院長 (整形外科) | 第3条 (1) 医師 |
| かまち こうしょう 蒲池 興照 | 福祉法人施設長 | 第3条 (2) 社会福祉施設職員 |
| こんどう りょうじ 近藤 亮二 | 県立島原特別支援学校校長 | 第3条 (4) 関係教育機関職員 |
| こせ ゆうじ 古瀬 唯二 | 島原市立第三小学校校長 (特別支援教育研究部長) | 第3条 (4) 関係教育機関職員 |
| おおほり ゆか 大堀 由香 | 幼児ことばの教室指導員 | 第3条 (3) 学識経験者 |
| ゆきの りょうこ 雪野 亮子 | 島原市立第五小学校指導教諭 (特別支援教育 指導教諭) | 第3条 (4) 関係教育機関職員 |
| おおまち じゅんこ 大町 純子 | 島原市立第一小学校教諭 (通級指導教室担当-LD・ADHD) | 第3条 (4) 関係教育機関職員 |
| くさの まき 草野 真紀 | 島原市立三会中学校教諭 (知的障害特別支援学級担当) | 第3条 (4) 関係教育機関職員 |
| とくなが かつこ 徳永 活子 | 島原市保健センター (保健師) | 第3条 (3) 学識経験者 |

(任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(参考)

島原市教育支援委員会規則（抜粋）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

第 2 1 号議案

令和 5 年度島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について

令和 5 年度島原市成長発育検診判定委員会委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市成長発育検診判定委員会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

別紙

令和5年度 島原市成長発育検診判定委員会委員名簿

| 氏名 | 役職名 | 委嘱区分 |
|--------------------|----------------|---------------------|
| みずた しゅんすけ 水田 舜助 | 水田小児科院長 | 第3条第1号 学校保健会 |
| わたなべ たけし 渡邊 剛士 | わたなべクリニック院長 | 第3条第2号 医師会学校保健担当 |
| うちだ のぶひろ 内田 信宏 | うちだキッズクリニック院長 | 第3条第3号 小児科医 |
| きのした えいいち 木下 英一 | きのしたこどもクリニック院長 | 第3条第4号 成長発育専門医 |
| あかし しゅうじ 明石 周爾 | 島原病院医師 | 第3条第3号 小児科医 |

(任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(参考) 島原市成長発育検診判定委員会設置要綱(抜粋)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について専門的な立場から検討し、協議する。

- (1) 学校における成長発育一次検診の実施状況及び結果の把握
- (2) 二次検診対象児童生徒の精密検査や経過観察の指示等に関する専門的検討
- (3) 成長異常のある児童生徒に対して、判定結果に基づく受診の勧奨

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 島原市学校保健会
- (2) 島原市医師会学校保健担当
- (3) 島原市小児科医
- (4) 成長発育専門医

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

略

第 2 2 号議案

島原市社会教育委員の委嘱について

島原市社会教育委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

社会教育委員（任期2年「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」）

R5.4.1現在

| 番号 | 氏名 | 年齢 | 住所（職場等） | 在職年数 | 備考 |
|----|--------|----|---------|------|------|
| 1 | 金子 統太郎 | | | 10 | 学識経験 |
| 2 | 川本 まなみ | | | 4 | 家庭教育 |
| 3 | 永石 一成 | | | 2 | 学識経験 |
| 4 | 喜多 彰 | | | 2 | 学識経験 |
| 5 | 本多 純子 | | | 2 | 家庭教育 |
| 6 | 辻野 貴士 | | | 0 | 家庭教育 |
| 7 | 豊田 芳明 | | | 8 | 社会教育 |
| 8 | 佐藤 美由紀 | | | 12 | 家庭教育 |
| 9 | 松崎 和之 | | | 1 | 学校教育 |
| 10 | 古瀬 彬 | | | 10 | 社会教育 |
| 11 | 村本 雅一 | | | 19 | 社会教育 |

(参考)

島原市社会教育委員条例

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

第 2 3 号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について

島原市少年センター運営協議会委員に、次の者を委嘱又は任命する。

| 氏 名 | 住 所（職場等） | 年 齢 | 年 数 | 備 考 |
|-------|----------|-----|-----|-------------|
| 松崎 英治 | 島原市教育委員会 | | 0 | 教育次長 |
| 開 憲次 | 島原警察署 | | 0 | 生活安全課長 |
| 稲栄 浩保 | 大三東小学校校長 | | 0 | 島原市校長会代表 |
| 大場 順子 | | | 0 | 島原市主任児童委員代表 |

（任期：令和5年4月1日から令和6年6月30日）

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

委員 1 4 名のうち 4 名が異動等により欠けたため、島原市少年センター運営協議会条例第 3 条の規定により、補欠委員として委嘱又は任命しようとするものである。

島原市少年センター運営協議会会員名簿

R5. 4. 1現在

| 氏名 | 住所（職場等） | 年齢 | 年数 | 備考 |
|--------------|-----------------|-----------|----------|----------------------|
| 石田 壽弘 | | | 1 | 三会地区青少年健全育成協議会会長 |
| 長田 和久 | | | 7 | 杉谷地区青少年健全育成協議会会長 |
| 本多 美博 | | | 7 | 森岳地区青少年健全育成協議会会長 |
| 森脇 久夫 | | | 3 | 霊丘地区青少年健全育成協議会会長 |
| 友永 峰昭 | | | 4 | 白山地区青少年健全育成協議会会長 |
| 大場 安廣 | | | 10 | 安中地区青少年健全育成協議会会長 |
| 宮崎 善金 | | | 14 | 有明地区青少年育成会議会長 |
| <u>松崎 英治</u> | <u>島原市教育委員会</u> | <u>——</u> | <u>0</u> | <u>教育次長</u> |
| <u>開 憲次</u> | <u>島原警察署</u> | <u>——</u> | <u>0</u> | <u>生活安全課長</u> |
| <u>稲栄 浩保</u> | <u>大三東小学校校長</u> | <u>——</u> | <u>0</u> | <u>島原市校長会代表</u> |
| 岩橋 順弘 | 島原高等学校校長 | | 1 | 島原地区高等学校長代表 |
| 上田すず子 | | | 7 | 島原市少年センター少年補導委員協議会会長 |
| 長池 恭子 | | | 4 | 島原市交通安全母の会代表 |
| <u>大場 順子</u> | <u>—————</u> | <u>——</u> | <u>0</u> | <u>島原市主任児童委員代表</u> |

(参考)

○島原市少年センター運営協議会条例（抄）

（組織）

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

（1） 学識経験者 6人以内

（2） 市職員 1人

（3） 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第 2 4 号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

島原市少年センター少年補導委員に、別紙の者を委嘱する。

令和 5 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市少年センター規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(別紙)

島原市少年センター少年補導委員（任期1年「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」）

R5. 4. 1現在

| 地区 | 番号 | 氏名 | 年齢 | 住所（職場等） | 在職 |
|----|----|--------|----|---------|----|
| 三会 | 1 | 山口 正二 | | | 20 |
| | 2 | 森本 誉介 | | | 11 |
| | 3 | 佐仲 勝秀 | | | 4 |
| | 4 | 草野 誠 | | | 0 |
| | 5 | | | (三会小) | |
| | 6 | | | (三会中) | |
| 杉谷 | 7 | 林田 正剛 | | | 24 |
| | 8 | 長田 和久 | | | 8 |
| | 9 | 松本 久美 | | | 9 |
| | 10 | 加納 文 | | | 8 |
| | 11 | | | (第四小) | |
| | 12 | | | (第一中) | |
| 森岳 | 13 | 入江 靖宏 | | | 3 |
| | 14 | 宮崎 和久 | | | 0 |
| | 15 | 松本 恭子 | | | 5 |
| | 16 | 石本 法子 | | | 21 |
| | 17 | | | (第一小) | |
| | 18 | | | (第一中) | |
| 霊丘 | 19 | 松本 宗敏 | | | 26 |
| | 20 | 林田 敏幸 | | | 26 |
| | 21 | 杉田 守 | | | 7 |
| | 22 | 林田 洋一 | | | 11 |
| | 23 | 吉田 真 | | | 6 |
| | 24 | | | (第二小) | |
| | 25 | | | (第二中) | |
| 白山 | 26 | 上田 すず子 | | | 25 |
| | 27 | 長池 恭子 | | | 3 |
| | 28 | 酒井 孝晃 | | | 0 |
| | 29 | 中尾 明稔 | | | 12 |
| | 30 | | | (第三小) | |
| | 31 | | | (第二中) | |

| 地区 | 番号 | 氏名 | 年齢 | 住所 | 在職 |
|-----|----|-------|----|------------------------|----|
| 安中 | 32 | 佐藤 信弘 | | | 29 |
| | 33 | 園田 敏之 | | | 9 |
| | 34 | 佐藤 良二 | | | 7 |
| | 35 | 小鉢 博子 | | | 13 |
| | 36 | 松崎 清晴 | | | 9 |
| | 37 | | | (第五小) | |
| | 38 | | | (第三中) | |
| 大三東 | 39 | 田中 邦浩 | | | 14 |
| | 40 | 宇土 国義 | | | 18 |
| | 41 | 馬渡 清郎 | | | 16 |
| | 42 | 松本 信二 | | | 18 |
| | 43 | | | (大三東小) | |
| | 44 | | | (有明中) | |
| 高野 | 45 | 本田 保久 | | | 18 |
| | 46 | 吉田 孝信 | | | 18 |
| | 47 | 松本 輝 | | | 0 |
| | 48 | 中島 弘昌 | | | 0 |
| | 49 | | | (高野小) | |
| | 50 | | | (有明中) | |
| 湯江 | 51 | 前田 政勝 | | | 18 |
| | 52 | 森川 陽子 | | | 9 |
| | 53 | 尾崎 正祥 | | | 9 |
| | 54 | | | (湯江小) | |
| | 55 | | | (有明中) | |
| 高校等 | 56 | | | (島原高校) | |
| | 57 | | | (島原高校定時制) | |
| | 58 | | | (島原農業高校) | |
| | 59 | | | (島原工業高校) | |
| | 60 | | | (島原商業高校) | |
| | 61 | | | (島原中央高校) | |
| | 62 | 本村 圭希 | 36 | 島原市高島二丁目7217番地 (青年会議所) | 0 |

(参考)

島原市少年センター規則（抜粋）

（少年補導委員）

第5条 センターの業務遂行のため、少年補導委員68人以内を置く。

- 2 少年補導委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 少年補導委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- 3月市議会定例会一般質問答弁要旨

令和5年4月1日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(教育総務課)

| 日 | 曜日 | 報 告 事 項 | 内 容 並 び に 参 考 事 項 | | |
|----|----|------------------------------|-------------------|----------|---------------------|
| 1 | 水 | 会計実地検査（コロナ臨時交付金） | 9:30 | 本庁3A会議室 | 班長 |
| 1 | 水 | 3月市議会定例会開会 | 10:00 | 本庁議場 | 教育長、教育次長 |
| 1 | 水 | 一般質問検討会 | 18:30 | 本庁庁議室 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 2 | 木 | 災害配備計画説明 | 13:30 | 教育長室 | 教育長 |
| 3 | 金 | 3月市議会定例会一般質問 | 10:00 | 本庁議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 4 | 土 | 懲戒審査会 | 14:00 | 本庁庁議室 | 教育長 |
| 6 | 月 | 3月市議会定例会一般質問 | 10:00 | 本庁議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 7 | 火 | 3月市議会定例会一般質問 | 10:00 | 本庁議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 8 | 水 | 3月市議会定例会一般質問 | 10:00 | 本庁議場 | 教育長、教育次長、各課長 |
| 9 | 木 | 3月市議会定例会総務委員会 | 10:00 | 本庁第一会議室 | 教育長、教育次長、各課長、各班長 |
| 10 | 金 | 令和4年度県教育委員会表彰永年勤続者（教職員）表彰状伝達 | 13:00 | 有明庁舎大会議室 | 教育長、教育次長、課長、班長 |
| 13 | 月 | 3月市議会定例会教育厚生委員会 | 10:00 | 本庁第一会議室 | 教育長、教育次長、各課長、各班長 |
| 16 | 木 | 3月定例会予算審査特別委員会 | 10:00 | 本庁第一会議室 | 教育長、教育次長、各課長、各班長 |
| 17 | 金 | 懲戒審査会 | 13:30 | 本庁庁議室 | 教育長 |
| 17 | 金 | 3月臨時教育委員会 | 15:30 | 有庁第一会議室 | 教育委員、教育長、教育次長、各課長 |
| 20 | 月 | 懲戒処分書交付式 | 10:00 | 教育長室 | 教育次長、課長、班長 |
| 23 | 水 | 3月市議会定例会閉会 | 10:00 | 本庁議場 | 教育次長 |
| 23 | 水 | 全員協議会 | 18:30 | 本庁第一会議室 | 教育次長、課長 |
| 28 | 火 | 建設工事指名選定委員会 | 10:00 | 本庁庁議室 | 教育次長 |
| 31 | 金 | 職員辞令交付式 | 11:00 | 本庁議場 | 教育長 |
| 31 | 金 | 教育委員辞令交付式・感謝状贈呈式 | 13:30 | 本庁第一応接室 | 教育委員、教育長、教育次長、課長、班長 |
| 31 | 金 | 退職者辞令交付式 | 14:00 | 本庁2A会議室 | 教育長、教育次長、課長 |
| 31 | 金 | 退職者お見送り | 17:30 | 本庁西側玄関 | 教育長 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 《付記事項》 | | | |
| 3 | 金 | 有馬氏との懇親会 | 18:00 | 橋本屋 | 教育長 |
| 4 | 土 | 緑の募金 街頭募金 | 12:00 | 霊丘公園 | 教育長 |
| 23 | 木 | 教育厚生委員会懇親会 | 19:30 | 牛臣 | 教育次長、課長、班長 |
| | | | | | |

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(学校教育課)

| 日 | 曜日 | 報 告 事 項 | 内 容 並 び に 参 考 事 項 | | |
|----|----|------------------------------------|-------------------|----------------------|---------------------------------|
| 1 | 水 | 就学相談 | 14:30 | 有明庁舎 | 池田 |
| 2 | 木 | 定例校長会 | 9:30 | 杉谷公民館 | 教育長、課長、長谷川、内島、池田、林田、原川 |
| 3 | 金 | 市中体連理事・専門委員長会 | 14:20 | 三会公民館 | 課長・原川 |
| 7 | 火 | 初任者研修に係る指導 | 9:20 | 第一小学校 | 池田 |
| 8 | 水 | 県義務教育課来庁 | 9:00 | 有明庁舎 | 教育長、課長、長谷川、内島 |
| 8 | 水 | 定例教頭会 | 10:30 | 杉谷公民館 | 課長、長谷川、内島、池田、林田、原川 |
| 10 | 金 | 養護教諭部会 | 14:00 | 杉谷公民館 | 林田 |
| 10 | 金 | C4th導入市町連絡会(オンライン) | 14:00 | 有明庁舎 | 池田 |
| 14 | 火 | 市内中学校卒業式 (有明中は9:20～、第一中は10:00～) | 9:30 | 各中学校 (第一中は島原文化会館) | 教育委員、教育長、次長、各課長、長谷川、内島、池田、林田、原川 |
| 17 | 金 | 市内小学校卒業式 (第二小は9:35～第三小は9:40～) | 9:30 | 各小学校 | 教育委員、教育長、次長、各課長、長谷川、内島、池田、林田、原川 |
| 17 | 金 | 島原市自殺対策地域ネットワーク会議 | 13:30 | 本庁舎 | 原川 |
| 20 | 月 | 自立支援協議会こども部会 | 9:30 | 本庁舎 | 池田 |
| 22 | 水 | 「確かな一歩」事業説明会(オンライン) | 9:00 | 有明庁舎 | 原川 |
| 22 | 水 | 市学校給食会第3回理事会 | 10:00 | 学校給食センター | 課長 |
| 23 | 木 | スクールロイヤー連携研修会 | 9:00 | 有明庁舎 | 原川 |
| 31 | 金 | 令和4年度退職者辞令交付式 | 11:30 | 大会議室 | 教育長、次長、各課長、長谷川、内島、池田、林田、原川 |
| | | | | | |
| | | | | | |

島原市教育委員会 4月定例会報告事項

【令和5年3月】

社会教育課

| 日 | 曜日 | 報告事項 | 内容並びに参考事項 | | |
|---------------------------------------|-----|--------------------------|-----------|----------------------|-----------------|
| 1 | 水 | 朝のあいさつ運動 | 7:30 | 市内一円 | 課長、本田、小山、小林 |
| 1 | 水 | 会計実地検査(コロナ臨時交付金) | 11:00 | 本庁 | 本田、林田 |
| 3 | 金 | 島原初市 特別補導(～10日まで) | 17:00 | 霊丘公園 | |
| 4 | 土 | アップライトピアノ寄贈受入(杉谷公民館) | 14:00 | 杉谷公民館 | 隈部 |
| 11 | 土 | 進級・進学講座「本に親しみ、笑顔を作る子育て法」 | 13:30 | 有明文化会館 | 本田、小山、林田 |
| 14 | 火 | 第2回少年センター運営協議会 | 15:00 | 森岳公民館 | 教育長、次長、課長、本田、松本 |
| 15 | 水 | 島原半島文化賞審査会 | 10:00 | 島原文化会館 | 教育長、課長、本田、林田 |
| 15 | 水 | 早押しクイズ回答席セット贈呈式(島原工業高校) | 16:30 | 第一応接室 | 市長、教育長、課長、宮川 |
| 16 | 木 | 菜園フォトコンテスト作品審査 | 10:00 | 有明庁舎 | 山下、吉岡、峰 |
| 17 | 金 | 社会教育担当者会 | 13:30 | 杉谷公民館 | 本田、松本 |
| 21 | 火・祝 | クイズ島原の実! 第1回高校生クイズ | 11:00 | 森岳公民館 | 中止 |
| 22 | 水 | 第2回島原市立公民館運営審議会 | 10:00 | 有明公民館 | 課長、本田、小林、松本 |
| 22 | 水 | 第4回社会教育委員の会 | 14:00 | 有明公民館 | 課長、本田、小林、野口 |
| 23 | 木 | 社会教育主事等連絡協議会 第2回理事会 | 14:00 | オンライン (有明庁舎第二会議室) | 課長 |
| 26 | 日 | 肥前島原こども狂言春の狂言会及び閉講式 | 15:30 | 島原文化会館 | 課長、本田、小山、峰 |
| 30 | 木 | 先踊り保存会感謝状贈呈式 | 10:00 | 霊丘公民館 | 課長、大津、峰 |
| ※ 各地区にて高齢者学級0回(担当:野口)・女性学級1回開催(担当:松本) | | | | | |

【付記事項】

| | | | | | |
|----|---|--------------------------|-------|---------|----------------|
| 1 | 水 | 第3回学校運営協議会(第五小学校) | 19:00 | 第五小学校 | ※議会対応のため欠席 |
| 10 | 金 | 長崎県子ども会育成連合会正副会長会および理事会 | 14:00 | 県教育会館 | 山下会長 |
| 17 | 金 | 小学校卒業式 | 9:30 | 第二小学校 | 課長 |
| 19 | 日 | 市子連30周年記念事業「子ども体験塾」及び祝賀会 | 13:00 | 有明公民館 | 課長、社会教育課員全員 |
| 27 | 月 | 島原市社会福祉協議会評議員会 | 13:30 | 市福祉センター | 女性NW会議と重複のため欠席 |
| 27 | 月 | しまばら女性ネットワーク会議 | 14:00 | 白山公民館 | 課長、本田、松本 |

令和5年 4月行事予定表

令和5年4月1日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

| 日 曜 | 教 育 総 務 課 | 学 校 教 育 課 | 社 会 教 育 課 | ス ポ ー ツ 課 |
|------|---|--|---------------------------------------|--|
| 1 土 | 市表彰式 10:00 島原文化会館中ホール ◎ 定例教育委員会 13:30 森公201号室 ◎○△ | | | |
| 2 日 | | | | |
| 3 月 | 会計年度任用職員任用通知書交付式 14:30 有明公民館 ◎○△ | 教職員辞令交付式 13:30 有明総合文化会館多目的ホール ◎○△ | 会計年度任用職員任用通知書交付式 14:30 有明公民館 ◎○△ | |
| 4 火 | 法務局新島原支局長挨拶 11:00 教育長室 ◎ 令和5年度事業に係る打合せ 13:30 庁議室 ◎○△ | | | |
| 5 水 | | 会計年度任用職員任用通知書交付式 10:00 有明総合文化会館多目的ホール ◎○△ | | |
| 6 木 | | | | |
| 7 金 | | 小・中学校始業式 | 朝のあいさつ運動 7:30 市内一円◎○△ | |
| 8 土 | | | | |
| 9 日 | | | | |
| 10 月 | | 中学校入学式 10:00市内中学校 ◎○△ | | |
| 11 火 | | 小学校入学式 9:30・10:00市内小学校 ◎○△ | | |
| 12 水 | | | | |
| 13 木 | | | | |
| 14 金 | 学校配当予算説明会 15:00 有庁大会議室 △ | 定例校長会 9:30 有明庁舎大会議室 ◎○△ | | 令和5年度長崎県スポーツ協会第1回生涯スポーツ委員会13:30県営野球場△ |
| 15 土 | | | | |
| 16 日 | | | | |
| 17 月 | | 定例教頭会 9:30 有明庁舎大会議室 ◎○△ 令和5年度島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修実施運営委員会及び令和5年度初任者研修実施運営委員会 14:00 南島原市庁舎◎ | | |
| 18 火 | | | | |
| 19 水 | 市町村教育委員会連絡協議会理事会 10:00 佐世保市 ◎ | 市中体連第1回理事会 14:20 三会公民館 △ 島原半島租税教育推進協議会幹事会 15:30 島原税務署 △ | | |
| 20 木 | 長崎県都市教育長協議会 13:30 長崎市役所 ◎ | | | |
| 21 金 | 長崎県都市教育長協議会 9:00 長崎市 ◎ | | | |
| 22 土 | | 市退職校長会定例総会 10:30 杉谷公民館 ◎△ | 島原城特別展「和子と宮崎康平」展 島原城観光復興記念館(～5月14日まで) | |
| 23 日 | | | 東空閑城跡調査説明会11:00境之松公民館 | 第48回島原市民親睦サッカー大会 8:30 平成町多目的広場 ◎ |
| 24 月 | | | | |
| 25 火 | 防災会議 14:00 有明総合文化会館 ◎ | | | |
| 26 水 | | | | 令和6年度全国高等学校総合体育大会長崎県実行委員会設立総会・第1回総会 ◎ |
| 27 木 | | 義務教育関係指導主事等研修会 9:20 県庁 △ | | |
| 28 金 | | | 島原城跡総合調査に係る進捗説明 東京△ | 島原市スポーツ推進委員連絡協議会総会及び祝賀会18:00ホテルシーサイド島原◎△ |
| 29 土 | 昭和の日 | 昭和の日 | 昭和の日 | 昭和の日 |
| 30 日 | | | | |